

官報 号外

平成二十三年八月十二日

○国第七十七回 参議院会議録第三十三号

平成二十三年八月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成二十三年八月十二日

午前十時開議

第一 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。

日程第一 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長柳田稔君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(柳田稔君登壇、拍手)

○柳田稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君より趣旨説明を聴取した後、災害廃棄物の処理施設等の整備に対する国庫補助の方針、広域処理における国の果たすべき役割と責任等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	西岡 武夫君
副議長	尾辻 秀久君
竹谷とし子君	石川 博崇君
亀井亜紀子君	山本 博司君
秋野 公造君	山内 徳信君
森田 高君	自見庄三郎君
長沢 広明君	横山 信一君
又市 征治君	有田 芳生君
金子 洋一君	浜田 昌良君
谷合 正明君	山本 香苗君
福島みずほ君	大久保潔重君
米長 晴信君	行田 邦子君
西田 実仁君	加藤 修一君
渡辺 孝男君	藤谷 光信君
松野 信夫君	川上 義博君
室井 邦彦君	林 久美子君
魚住裕一郎君	松 あきら君
荒木 清寛君	小林 正夫君
大石 尚子君	今野 東君
中村 哲治君	佐藤 公治君
木庭健太郎君	白浜 一良君
山口那津男君	草川 昭三君
藤原 正司君	谷 博之君
増子 輝彦君	福山 哲郎君

櫻井 充君	小西 洋之君	浜田 和幸君	難波 獎二君	岩井 茂樹君	片山さつき君	松下 新平君
石橋 通宏君	谷 亮子君	江崎 孝君	中西 祐介君	西田 昌司君	水落 敏栄君	片山虎之助君
安井美沙子君	齋藤 嘉隆君	松浦 大悟君	中谷 智司君	牧野たかお君	桜内 文城君	大門実紀史君
小見山幸治君	田城 郁君	植松恵美子君	舟山 康江君	山田 俊男君	中村 博彦君	二之湯 智君
西村まさみ君	徳永 工リ君	風間 直樹君	塚田 一郎君	佐藤 信秋君	野村 哲郎君	松村 祥史君
吉川 沙織君	平山 誠君	姫井由美子君	武内 則男君	島尻安伊子君	猪口 邦子君	中西 健治君
外山 斎君	友近 聡朗君	谷岡 郁子君	大河原雅子君	石井 準一君	福岡 資麿君	井上 哲士君
梅村 聡君	平山 幸司君	相原久美子君	藤原 良信君	岡田 直樹君	岸 信夫君	加治屋義人君
金子 恵美君	牧山ひろえ君	加賀谷 健君	佐藤 正久君	北川イツセイ君	伊達 忠一君	有村 治子君
川合 孝典君	徳永 久志君	那谷屋正義君	足立 信也君	小泉 昭男君	末松 信介君	江口 克彦君
水戸 将史君	大島九州男君	藤本 祐司君	津田弥太郎君	中川 雅治君	宮沢 洋一君	橋本 聖子君
横峯 良郎君	轟木 利治君	芝 博一君	主濱 了君	関口 昌一君	山本 順三君	衛藤 晟一君
蓮 舫君	広田 一君	柳澤 光美君	野上浩太郎君	脇 雅史君	鈴木 政二君	岩城 光英君
藤末 健三君	尾立 源幸君	松井 孝治君	大塚 耕平君	岡田 広君	吉田 博美君	鶴保 庸介君
川崎 稔君	前川 清成君	辻 泰弘君	平野 達男君	丸川 珠代君	川口 順子君	
大久保 勉君	白 眞勲君	神本美恵子君	池口 修次君	林 芳正君	中曽根弘文君	
ツルギ マルチ君	藤田 幸久君	山根 隆治君	山谷えり子君	小坂 憲次君	世耕 弘成君	
森 ゆうこ君	水岡 俊一君	岡崎トミ子君	北澤 俊美君	山本 一太君	溝手 顕正君	
榎葉賀津也君	岩本 司君	柳田 稔君	前田 武志君	渡辺 猛之君	中山 恭子君	
鈴木 寛君	広野ただし君	田中 直紀君	江田 五月君	上野ひろし君	田村 智子君	
郡司 彰君	平田 健二君	山東 昭子君	中原 八一君	磯崎 仁彦君	石井 浩郎君	
興石 東君	羽田雄一郎君	長谷川 岳君	藤川 政人君	荒井 広幸君	松田 公太君	
加藤 敏幸君	小川 敏夫君	若林 健太君	三原じゅん子君	山下 芳生君	青木 一彦君	
長浜 博行君	小川 勝也君	高階恵美子君	熊谷 大君	赤石 清美君	舛添 要一君	
直嶋 正行君	大野 元裕君	大家 敏志君	宇都 隆史君	小熊 慎司君	紙 智子君	

議長の報告事項
 一昨日十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 予算委員

辞任
 梅村 聡君
 行田 邦子君

補欠
 武内 則男君
 平山 誠君

国務大臣
 環境大臣 江田 五月君

片山さつき君
 水落 敏栄君
 桜内 文城君
 中村 博彦君
 野村 哲郎君
 猪口 邦子君
 柴田 巧君
 松山 政司君
 愛知 治郎君
 寺田 典城君
 市田 忠義君
 松村 龍二君
 山崎 力君
 岸 宏一君
 水野 賢一君

松下 新平君
 片山虎之助君
 大門実紀史君
 二之湯 智君
 松村 祥史君
 中西 健治君
 井上 哲士君
 加治屋義人君
 有村 治子君
 江口 克彦君
 橋本 聖子君
 衛藤 晟一君
 岩城 光英君
 鶴保 庸介君

<p>吉川 沙織君 大島九州男君 塚田 一郎君 小坂 憲次君 山崎 力君 有村 治子君 長沢 広明君 山本 香苗君 大門実紀史君 田村 智子君 片山虎之助君 中山 恭子君</p> <p>行政監視委員 片山虎之助君 中山 恭子君</p>	<p>大島九州男君 吉川 沙織君 武内 則男君 梅村 聡君 田村 智子君 大門実紀史君 中山 恭子君 片山虎之助君</p> <p>議院運営委員 中山 恭子君 片山虎之助君</p>	<p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 藤谷 光信君 平山 誠君 横山 信一君 秋野 公造君</p> <p>消費者問題に関する特別委員 風間 直樹君 安井美沙子君 青木 一彦君 山田 俊男君 磯崎 仁彦君 片山さつき君</p>	<p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 藤谷 光信君 平山 誠君 横山 信一君 秋野 公造君</p> <p>消費者問題に関する特別委員 風間 直樹君 安井美沙子君 青木 一彦君 山田 俊男君 磯崎 仁彦君 片山さつき君</p>
<p>東日本大震災復興特別委員 辞任 補欠 今野 東君 田城 郁君 竹谷とし子君 魚住裕一郎君 横山 信一君 木庭健太郎君</p> <p>同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案 (塩崎恭久君外五名提出)(衆第二四号) 国会法の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外五名提出)(衆第二五号)</p>	<p>同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)(衆第二六号)</p>	<p>同日次の本院提出案を衆議院に送付した。 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案</p>	<p>同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別</p>
<p>の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外六名発議) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めめるの件 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めめるの件</p>	<p>同日次の質問主意書を内閣に転送した。 使用済み核燃料の最終処分に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第二五三号) 放射性廃棄物の海洋投棄に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第二五四号)</p>	<p>同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めめるの件 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件</p>	<p>同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めめるの件 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件</p>
<p>理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めめるの件 昨日一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 補欠 一川 保夫君 外山 斎君 大島九州男君 吉川 沙織君 金子 恵美君 牧山ひろえ君 武内 則男君 梅村 聡君 平山 誠君 行田 邦子君 有村 治子君 山崎 力君 小坂 憲次君 塚田 一郎君 山本 香苗君 秋野 公造君 小野 次郎君 川田 龍平君 田村 智子君 大門実紀史君 中山 恭子君 片山虎之助君</p>	<p>同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めめるの件 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十五年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件</p>	<p>同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別</p>	<p>同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別</p>

平成二十三年八月十二日 参議院会議録第三十三号 議長(報告事項)

議院運営委員

辞任

補欠

行田 邦子君 平山 誠君
牧山ひろえ君 金子 恵美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

田城 郁君 今野 東君
佐藤 正久君 青木 一彦君
魚住裕一郎君 竹谷とし子君
木庭健太郎君 横山 信一君

同日議員から次の議案が提出された。

エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案(上野ひろし君発議)(参第二二七号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆第二七号)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第二八号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆第二二六号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第四九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

運輸事業の振興の助成に関する法律案(総務委員長提出)(衆第二七号)

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出)(衆第二八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆第二六号)審査報告書

審査報告書

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月十一日

東日本大震災復興特別委員長 柳田 稔

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となつてゐることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わつて災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年八月十一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災により生じた

災害廃棄物の処理が喫緊の課題となつてゐることと鑑み、国が被害を受けた市町村に代わつて災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により生じた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。第四十四条において「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)をいう。

(国の責務)

第三条 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平

<p>成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)を行うものとする。</p> <p>一 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制</p> <p>二 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性</p> <p>三 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性</p> <p>2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。</p> <p>3 環境大臣は、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があるとき、関係行政機関の長に協力を要請することができる。</p> <p>4 第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。</p>				
<p>(費用の負担等)</p> <p>第五条 前条第一項の規定により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。</p> <p>2 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの(前項後段の規定により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。)について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国は、前項に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置)</p> <p>第六条 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場</p>				
<p>所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 国は、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 国は、海に流出した災害廃棄物に関し、その処理について責任を負うべき主体が必ずしも明らかでないことに鑑み、指針を策定するとともに、早期に処理するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物</p>				
<p>に關し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第七条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の担当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。</p>				

官 報 (号 外)

反对者氏名

○名

柴田 巧君	寺田 典城君
中西 健治君	松田 公太君
水野 賢一君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
田村 智子君	大門実紀史君
山下 芳生君	荒井 広幸君
片山虎之助君	中山 恭子君
舛添 要一君	福島みずほ君
又市 征治君	山内 徳信君
亀井亜紀子君	自見庄三郎君
森田 高君	尾辻 秀久君
浜田 和幸君	

平成二十三年八月十二日 参議院会議録第三十三号 投票者氏名

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

発行所	〒一〇五 一八四 四四五 二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇五 二五円